

山梨県公報

号外第十六号

令和七年

四月一日

火 曜 日

告 示 目 次

- 道路の路線廃止.....一
- 道路の路線認定.....一
- 道路の区域決定.....一
- 道路の供用開始.....一

告 示

山梨県告示第百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項の規定により、次のとおり県道の路線を廃止する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を含む。）において、この告示の日から令和七年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

整理 番号	路 線 名	終 起 点 点	重要な経過地
2 1 1	富士吉田西 桂線	富士吉田市下吉田 南都留郡西桂町小沼	

山梨県告示第百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条の規定により、次のとおり県道の路線を認定する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を含む。）において、この告示の日から令和七年四月二十二日まで一般の縦

覧に供する。

令和七年四月一日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

整理 番号	路 線 名	終 起 点 点	重要な経過地
2 1 9	富士吉田西 桂都留線	富士吉田市下吉田 都留市つる五丁目	

山梨県告示第百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を含む。）において、この告示の日から令和七年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 富士吉田西桂都留線
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
富士吉田市小明見三丁目一二三六番 一地先から 南都留郡西桂町小沼字四方内八六四 番六地先まで	六・五 七・七	四、五四七・一	

山梨県告示第百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建

設事務所（吉田支所を含む。）において、この告示の日から令和七年四月二十二日まで一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	富士吉田西桂都留線	富士吉田市小明見三丁目一 二二六番一地先から 南都留郡西桂町小沼字四方 内八六四番六地先まで	四、五四七・ 一	令和七年四 月一日